

## 第6回行財政改革調査特別委員会会議記録

日 時 令和2年2月20日(木曜日)  
場 所 水戸市議会 第1・第2委員会室

午後 1時31分 開議  
午後 2時57分 散会

### 付託事件

#### (1) 行財政改革に関する事項

#### 1 本日の会議に付した事件

- (1) 水戸市行財政改革プラン2016後期実施計画について
- (2) 令和2年度行政組織の見直し(案)について(追加見直し分)
- (3) 令和3年度からの非公募施設(指定管理者)の取扱い(案)について

#### 2 出席委員(26名)

委員長	須田浩和君	副委員長	栗原文隆君
委員	滑川友理君	委員	萩谷慎一君
委員	土田記代美君	委員	田中真己君
委員	中庭次男君	委員	佐藤昭雄君
委員	綿引健君	委員	木本信太郎君
委員	後藤通子君	委員	田口文明君
委員	森正慶君	委員	鈴木宣子君
委員	黒木勇君	委員	高倉富士男君
委員	飯田正美君	委員	小泉康二君
委員	渡辺政明君	委員	袴塚孝雄君
委員	五十嵐博君	委員	小川勝夫君
委員	内藤丈男君	委員	田口米蔵君
委員	松本勝久君	委員	福島辰三君

#### 3 欠席委員(1名)

委員 大津亮一君

#### 4 委員外議員出席者(1名)

議長 安藏栄君

#### 5 説明のため出席した者の職、氏名

副市長	田尻充君	副市長	秋葉宗志君
市長公室長	武田秀君	政策企画課長	長谷川昌人君
総務部長	荒井宰君	総務部参事兼人事課長	天野純一君

行政改革課長	熊田泰瑞君		
財務部長	園部孝雄君	財政課長	梅澤正樹君
市民協働部長	鈴木吉昭君	市民協働部 技監兼 体育施設整備 課長	太田達彦君
文化交流課長	三宅陽子君	新市民会館 整備課長	篠原芳之君
生活環境部長	川上幸一君		
保健福祉部長 兼福祉事務所 長	大曾根明子君	福祉事務所 参事兼 福祉総務課長	小山忠君
福祉事務所 参事兼 子ども課長	柴崎佳子君	保健福祉部 参事兼 国保年金課長	川津英臣君
生活福祉課長	櫻井学君	障害福祉課長	平澤健一君
高齢福祉課長	野口奈津子君	介護保険課長	荻沼学君
保健センター 所長	小林かおり君		
産業経済部長	小田木健治君	商工課長	小林一仁君
観光課長	堀江博之君		
建設部長	渡邊雅之君		
都市計画部長	高橋涼君	都市計画部 技監兼 市街地整備 課長	坪貴之君
公園緑地課長	上田航君		
消防長	小泉直紀君		
上下水道事業者 管理者	檜山隆雄君	水道部長	伊藤俊夫君
下水道部長	白田敏範君		
教育長	志田晴美君	教育部長	増子孝伸君
教育委員会 事務局教育部 参事兼 幼児教育課長	鈴木功君		
6 事務局職員出席者			
事務局長	小嶋正徳君	事務局次長 兼総務課長	関谷勇君
議事課長	永井誠一君	議事課長補佐	永井直人君

書 記 嘉 成 将 大 君 書 記 矢 吹 友 鏡 君

午後 1時31分 開議

○須田委員長 お疲れさまです。

定足数に達しておりますので、ただいまから第6回行財政改革調査特別委員会を開催いたします。

議事に先立ちまして、大津委員が所用のため欠席との連絡がありましたので、御報告いたします。

この際、御報告いたします。本日、一般傍聴人2名がお見えになりますので、よろしく御願いいたします。

[傍聴人入室]

○須田委員長 それでは、これより議事に入ります。

初めに、水戸市行財政改革プラン2016後期実施計画についてでございます。

本件につきましては、これまでの当委員会において通告制を採用し、質疑応答を重ね、総括的な御意見をいただいておりますことから、本日は、修正部分に限り説明を求めたいと思いますので御了承願います。

それでは、執行部より説明を願います。

熊田行政改革課長。

○熊田行政改革課長 それでは、総務部行政改革課提出の特別委員会資料①により、水戸市行財政改革プラン2016後期実施計画の修正内容を御報告いたします。

後期実施計画につきましては、昨年9月に案を作成し、これまで本特別委員会及び行政改革推進委員会において御審議いただくとともに、市民意見公募手続を行ってまいりました。

これまでの御審議等を賜り、今月7日に行政改革推進本部におきまして、後期実施計画について一部修正いたしましたので、御報告させていただきます。

なお、資料は昨年10月の第3回特別委員会でお配りした内容から修正したものを一覧にしております。冊子のほうは修正を反映したものとなりますので、併せて御参照願います。

それでは、後期実施計画の20ページをお願いいたします。

実施項目17、公の施設の管理運営に係る民間活力活用の推進でございますが、新市民会館整備のスケジュールが変更になったことから、年度計画について、令和4年度開館準備、令和5年度施設運営開始に修正したものでございます。

続きまして、後期実施計画の25ページをお願いいたします。

実施項目22、社会保障制度の適正な運営の(1)国民健康保険でございますが、特定健康診査受診率について、平成30年度を26.7%としてございましたが、この数値は推計値であったことから、確定値の28.7%に修正したものでございます。また、(1)国民健康保険から30ページの(8)一般検査、実地指導等の適正な実施までの増やすべき成果について、社会保障制度の適正な運営に加え、資料①の裏面、2ページの一覧にお示ししたとおり、括弧書きで具体的な文言をそれぞれ記載することと修正したものでございます。

修正内容の報告は以上でございます。

○須田委員長 それでは、ただいま説明がありました修正内容につきまして、御質問等がございましたら発言をお願いいたします。

中庭委員。修正箇所についてお願いします。

○中庭委員 質問させていただきます。

令和元年10月28日に提出された後期実施計画の資料の中で、19ページの開放学級についての記述のところ、これまでは委託化方針の決定及び推進となっていたんです。しかし、今回は推進のみになっているんですけども、これはなぜ変わったんでしょうか。

○須田委員長 熊田課長。

○熊田行政改革課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

10月28日の、この特別委員会においてお示ししました19ページの開放学級の欄、令和2年度の欄は、推進ということで御提出させていただいたと思いますので、恐らくそれは、それ以前の段階の資料かと思えます。

○須田委員長 中庭委員。

○中庭委員 いや、ちゃんとここに書いてあるんですよ、これ。委託化方針の決定及び推進とありまして、ですから、私は今回の……

○須田委員長 中庭委員。

質問の根拠となったものを一応確認したいので、表紙の日付を見てもらえますか。

〔「課長に確認してもらったらいんだよ」と呼ぶ者あり〕

○中庭委員 じゃあ、ちょっと課長、確認してください。

○須田委員長 暫時休憩します。

午後 1時36分 休憩

---

午後 1時36分 再開

○須田委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開します。

それでは、熊田課長。

○熊田行政改革課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

今、中庭委員から御提示のあったものについては、11月の段階で参考資料として御提示したもので、10月28日の段階のものをそのまま再度写しとして出したつもりだったんですが、ちょっとデータ管理の間違いで、それ以前のデータのものが誤って19ページに印刷されてしまったということでございました。申し訳ございませんでした。

○須田委員長 中庭委員。

○中庭委員 令和2年度の開放学級の民間委託については、令和2年度に審議をして決定すると書いてあるんです。しかし、今回見ると、これが抜け落ちてしまって、推進と。ちょっと皆さんのお手元にも渡された資料を見てほしいんですけども、推進となっているんです。

だから、結局、私、これを考えてみますと、これは令和元年度に決定していないものを、無理やり決定したのではないかというふうに考えられるんです。要するに、今年度は4月から開放学級を13か所、昨年度は、梅が丘小学校のみだったんですよ。

○須田委員長 調べたことより、どういう考えか聞いてみますか。

○中庭委員 ちょっと私の質問を言わせてください。

梅が丘小学校の開放学級の民間委託が今年度から始まりました。しかし、今年1月の入札結果を見ますと、今年の4月からは開放学級の委託を新たに13か所に増やすということが、もう既に決まっているんです。そういうものを議会の中で、この行革委員会の中でも議論なさっていない。それなのに、何でこんなことをもう既に決まったかのようにしてこう記載したのかお答えいただきたい。

○須田委員長 熊田課長。

○熊田行政改革課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

10月28日の段階の、お示しした行革の後期実施計画の内容につきまして改めて申し上げますが、令和2年度につきましては推進という表記でございました。それ以前のスケジュールの中では、令和2年度について方針検討と記載してしまったのは事実でございますが、この10月28日にお示しする間に、庁内の中で方針を決定したということで、その時点修正ということで10月28日の特別委員会にお示しした段階では、令和2年度については推進ということでの表記に改めたものでございます。

なお、こちらにつきましては11月の文教福祉委員会におきまして、開放学級の民間委託について御報告をしたということで聞いてございます。

○須田委員長 中庭委員。

○中庭委員 だから、結局、庁内で決めたから推進と、それを文教福祉委員会にも報告したということですけども、しかし、この行革特別委員会では、議論はないんです。13か所もね、今年の4月以降に増やすということは何も議論がないんです。それなのに、13か所も増やしてしまうというやり方は、委員会というより議会軽視じゃないかというふうに思うんですがいかがですか、これは。

○須田委員長 熊田課長。

○熊田行政改革課長 個別の民間委託につきましては、各所管の委員会において御報告をさせていただいた上で、具体的な事業推進ということになってございます。

この開放学級につきましても、11月の常任委員会におきまして報告をして、その後に入札という形で進めておりますので、決して議会軽視ということでは考えておりません。

○須田委員長 中庭委員。

行革ですからね、内容全部一つ一つここでやるわけではありませんので、それは担当委員会ですので、そこら辺を御理解の上、質問してください。

中庭委員。

○中庭委員 私は、この行革の特別委員会の中でも特に今年1月17日の特別委員会の討論の中では、開放学級、図書館などの民間委託は行うべきではないんだということの反対討論を行ったんですよ。

しかし、その僅か10日後の1月28日に入札をして、13か所の民間委託を行うということを決めてしまうというやり方は、執行部の暴走、議会軽視というふうに思いますが、いかがですか。

○須田委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 この開放学級の推進につきましては、行革の中で推進するというようなことで決定をして、そして、執行部から提案されたものは文教福祉委員会として十分時間をかけて論議をして、13校ということ

を了承したという経緯がございますので、私は十分議会のほうにも御相談をいただいていると、こういうふうな認識がございますので、よろしくお取り計らいをお願いいたします。

○須田委員長 質問となっておりますので、意見として捉えさせていただきますが、委員会に提出する資料について、そういうことが起こらないように、それだけは議会や委員会の軽視と言われても仕方がない。内容に関しては常任委員会でやるのは当たり前だと、ほとんどの議員さんは理解していますので。

しかしながら、その資料提出に関しては、間違いのないものをきちんと提出されないとこういうふうな猜疑、疑惑の浮上にもなってしまうので、そこら辺は執行部のほうで御注意をお願いいたします。

ほかにありませんか。

土田委員。

○土田委員 訂正というか、確認だけしておきます。

文教福祉委員会のほうで、昨年11月に……

○須田委員長 土田委員、今やっていることは……

○土田委員 間違いがあったので。13校を決めたという報告は、こちらが求めて説明されましたけれども、執行部のほうからは報告がありませんでしたということを、委員長、確認。

〔「その説明は、ここでやる問題じゃないので」と呼ぶ者あり〕

○須田委員長 ほかに、ただいま説明があった修正内容等につきまして、御質問等がありましたら発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○須田委員長 ないようですので、この際、田尻副市長より発言を求められておりますので、これを許します。

田尻副市長。

○田尻副市長 ありがとうございます。

本特別委員会におかれましては、行財政改革プラン2016後期実施計画について慎重な御審議を賜り、厚く御礼申し上げます。ありがとうございます。

これまで、委員の皆様からはICTの活用、民間活力の活用、ワーク・ライフ・バランスの推進など、幅広い項目について御審議をいただくとともに、本日まで貴重な御意見をいただきました。

今後とも、委員の皆様からいただいた御意見を踏まえながら、全庁を挙げて後期実施計画に基づく改革を推進し、市民が安心して暮らせる未来に向けた行財政運営の実現を目指してまいります。委員の皆様におかれましては、今後ともよろしく御指導を賜りますようお願い申し上げます。御礼といたします。どうもありがとうございました。

○須田委員長 次に、令和2年度行政組織の見直し(案)について、追加見直しの部分についてでございます。

令和2年度行政組織の見直しにつきましては、昨年10月28日の当委員会において執行部より説明を受けたところでございますが、追加での見直しがありましたことから、本日は追加見直し分に限り、説明を求めたいと思いますので御了承願います。

それでは、執行部より説明を願います。

熊田課長。

○熊田行政改革課長 それでは、追加見直し分の令和2年度行政組織の見直し（案）につきまして、総務部行政改革課提出の資料②により説明させていただきます。

令和2年度の行政組織の見直しにつきましては、既に特別委員会に御報告させていただいてございますが、令和2年度職員定数も見直しの中で事務量を精査した結果、職員定数の増員に伴う追加見直しを行うこととしたものでございます。

それでは、順次、各課ごとの見直し内容を説明させていただきます。

まず、表の見方でございますが、一番左側の現行の列は本年度4月1日時点の組織体制を記載してございます。その右隣の改正の列が令和2年度の組織体制を示してございます。さらに、右側に改正内容と効果等を記載してございます。なお、網かけ部分が今回の変更箇所を表してございます。

それではまず、都市計画部、公園緑地課でございます。パークPFIの推進によりまして、千波湖管理室内に、千波湖係を設置するものでございます。

次に、市街地整備課でございます。内原駅南口周辺地区整備の推進によりまして、内原駅南口周辺地区整備事務所に整備係を設置するものでございます。

参考として、事務分掌の新旧対照表と令和2年度水戸市行政組織図（案）を添付してございますので、御参照願います。

説明は以上でございます。

○須田委員長 それでは、ただいま執行部より説明がありました追加見直し分につきまして、何か御質問等がございましたら発言願います。

飯田委員。

○飯田委員 今回の追加見直し分ではありますが、この説明のところに事務量を精査した結果、職員定数の増員に伴い、とあるんですが、来年度の職員定数全体としてはマイナスになると聞いておりますが、この部分はいくまでも都市計画部の中で定数が増員されたということでしょうか。

○須田委員長 熊田課長。

○熊田行政改革課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

令和2年度の職員定数全体につきましては、3月議会で御提示させていただきますが、この都市計画部の公園緑地課の千波湖係、それから市街地整備課の内原駅南口周辺地区整備事務所ににつきましては、来年度の事務量を勘案した中で、事務量の増加が明確に認められるということで、この部分については純粋に増員したというところでございます。

○須田委員長 飯田委員。

○飯田委員 そうしますと、全体ベースとしては別としまして、この都市計画部の中で増員があったということで、こちらも千波湖管理室内に千波湖係、あと内原駅南口周辺地区整備事務所に整備係ということで、これは係ができたから係長が張りつくということではないのでしょうか。

○須田委員長 熊田課長。



○熊田行政改革課長 御質問のとおり、係長がつくということで、係長分の定数を増やすというところがございます。

○須田委員長 飯田委員。

○飯田委員 分かりました。そうすると、どちらも1人ずつ増えるということでしょうか。

○須田委員長 熊田課長。

○熊田行政改革課長 おっしゃるとおりでございます。

○須田委員長 福島委員。

○福島委員 まず、所管の都市建設委員長が質問しているので、私も。

千波湖係というと、これは新たに何をやるんですか。千波湖の管理をやるの、浄化をやるの、それから千波湖の全体計画の変更をやるの。

○須田委員長 熊田課長。

○熊田行政改革課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

ただいま福島委員のおっしゃったこと全般が、千波湖管理室の業務分担になってございます。千波湖管理室には、この新たな千波湖係しか設けませんので、実際には千波湖管理室と同じ事務分担を行うというものでございます。

○須田委員長 福島委員。

○福島委員 一つも分かんない。というのは、千波湖のヘドロを取るのか、千波湖の臭いを消すのか、それとも千波湖の公園計画として新たな千波湖周辺整備ということでやっていくのか、その辺の主眼は何なんですか。

○須田委員長 熊田課長。

○熊田行政改革課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

本日、参考資料として御提示をさせていただきました事務分掌の新旧対照表の1ページをお開きいただきたいと存じます。

そちらのほうに、千波湖管理室の千波湖係の新たな事務分掌を記載してございまして、1番、千波公園に係る調査及び企画に関すること、2番、千波公園の管理運営に関すること、3番、千波公園の使用及び占有の許可に関すること、4番、千波湖の水質の浄化に関すること、ということがございまして、千波湖の水質浄化をはじめとして千波湖に絡む整備全般について、この係が担っていくということでございます。

○須田委員長 福島委員。

○福島委員 そうすると、現行で4点あるわけですね、それから改正で4点あるわけです。第1点は、現行は千波公園に係る調査及び企画に関すること、改正では文面も文章も同じです。中身が違うんだろうと思うけれども。2点目は千波公園の管理運営に関すること、改正後も千波公園の管理運営に関すること、3番が千波公園の使用及び占有の許可に関すること、改正後も千波公園の使用及び占有の許可に関すること、4番が千波湖の水質の浄化に関すること、改正後も千波湖の水質の浄化に関すること。これはどう違うのですか。

いや、本当に教えてよ。俺の頭の中では、同じことしか書いていないからそれは理解できるんだよ。今度はどういうふうに変ったんだか教えてください。

○須田委員長 熊田課長。

○熊田行政改革課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

御指摘のとおり、現行の千波湖管理室の事務分掌と改正後の千波湖係の事務分掌については、全く文言は同一でございます。と言いますのも、千波湖管理室の役割としましては従来、今年度までと来年度以降も変更はございません。その中で、いわゆる千波湖管理室長の下に千波湖係の係長という組織を設けることによって、事務の流れをよくするということが今回の改正の趣旨でございますので、あくまでも千波湖係と千波湖管理室の役割については従来と同一ということでございます。

○須田委員長 福島委員。

○福島委員 ふざけてるんじゃないぞ。

さっき説明したのは、この現行と改正では内容が違うからと言ったじゃない。その時に報告をしてくれよ。事務分掌の内容は同じだが、違うのは千波湖係というのを入ただけでしょうよ。何て言ったんださっき。内容が違うんだと言ったじゃない。俺が言ったのが間違っているなら、委員長ね、暫時休憩して速記録を出してくれよ。

○須田委員長 熊田課長。

○熊田行政改革課長 私のほうの御説明の仕方が拙くて申し訳ございませんでした。

あくまでも事務分掌を担う内容につきましては、従来の千波湖管理室が担う内容と全く変更はございません。こちらの変更内容につきましては、あくまでも千波湖係という係が千波湖管理室の中に設けられるというそれだけのことでございます。

○須田委員長 福島委員。

○福島委員 質問に答えろよ。なぜ千波湖係をつくったんだよ。事務分掌というのは、職務、職責を表すんだよ。新たに令和2年度に事務分掌が変わりましたよと、係を設けましようとなったら役目、役割というのが変わってくるんじゃないの。改正案はこうなんですよと。それで現行と変わってないのに——人をばかにするのもいいかげんにしろよ。何が変わったんだよ。

○須田委員長 熊田課長。

○熊田行政改革課長 再度御説明させていただきます。

本当に、説明のほうで拙くて申し訳ありませんが、あくまでも今回は体制を強化するというので、あくまでも千波湖係の係長を設けることによる体制の強化ということが想定でございます。

○須田委員長 福島委員。

○福島委員 体制の強化というのは、何かをやるから強化するんだろう。何もやらなくて事務分掌が同じで強化する意味があるの。何事も係長ができたなら役目、役割というのがあるんだよ。本当の役目、役割は何なの。

○須田委員長 暫時休憩します。

午後 1時55分 休憩

---

午後 1時57分 再開

○須田委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開します。

それでは、先ほどの関連する答弁について、再度執行部からお願いいたします。

上田公園緑地課長。

○上田公園緑地課長 福島委員の御質問にお答えいたします。

公園緑地課におきましては、昨年、偕楽園・千波湖周辺等整備調査特別委員会などが設置されて、今現在パーク P F I を推進しているところでございます。

そういった中で、今回、現行と改正の事務分掌については、文言上、何ら変わるところはないのですが、新たにパーク P F I を推進するというので、この事務量が大幅に増えましたことから、係長を配置して事業の強化を図っていきたいというふうに考えてございます。また、パーク P F I の推進については、事務分掌上、1 番目の千波公園に係る調査及び企画に関することの一部という形になってしまいますので、分掌上はここに表現はされていませんが、パーク P F I という事務量が増えるということで、職員配置をお願いするところでございます。よろしくお願いいたします。

○須田委員長 福島委員。

○福島委員 分かるがね、それだけやるなら、事務分掌のところパーク P F I を実行するためとかね、何かそういう文言が変わって当然だろう。俺らへの説明では改正内容はこうですよと言ったが、前と一つも変わってないと議会で言われたって、議会を小ばかにしてるのと同じだろう。パーク P F I をやるんだよと言ったら当然、事務分掌は変えたらいいでしょうよ。それが終わればまた変えればいいんだよ。まあ、いいですこれは。

○須田委員長 はい、ほかにありませんか。

○福島委員 いや、だから委員長駄目だよ、議会を小ばかにしたんじゃ。だましたんだから。

○須田委員長 今回は、事務分掌の中でもそれも含まれるでしょうから、その説明がちょっと足りなかったと。事務分掌は一緒だけど、仕事量は増えたというその説明が。

はい、ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○須田委員長 ないようですので、本件については終わります。

次に、令和3年度からの非公募施設（指定管理者）の取扱い（案）について、執行部より説明願います。

熊田課長。

○熊田行政改革課長 それでは、令和3年度からの非公募施設（指定管理者）の取扱い（案）につきまして、行政改革課提出の特別委員会資料③に基づき説明させていただきます。

1の目的であります。本市におきましては、水戸市指定管理者制度の運用基本方針に基づき、一定の非公募事由に該当する場合には、公募によらずに指定管理者候補者を選定することができるものであり、外郭団体等及びその他の団体を非公募施設の指定管理者としております。現行の非公募施設については、令和2年度末に指定管理者の指定期間が満了となることから、運用基本方針を踏まえ、令和3年度からの非公募施設の取扱いを整理することとするものでございます。

2の指定管理者の選定方法、(1)非公募事由でございますが、本市では市の政策を市に代わって実施して

いる団体が、当該政策を実施する上で関連する施設を一体的に管理したほうが効率的かつ効果的である場合など、6つの事由に該当する場合には非公募による選定を行うことができるものとしてございます。

2ページをお願いいたします。

(2)令和3年度からの指定管理者の選定方法でございますが、2ページから9ページまでの表につきましては、平成31年4月1日現在、指定管理者を導入している非公募施設でございます。

表の見方でございますが、令和3年度からの指定管理者の選定において、非公募とする施設には非公募の欄に丸をつけてございます。今回は、全ての非公募施設を引き続き非公募としてございます。

非公募の理由の欄には、どの非公募要件に該当しているかを示し、その後にその理由を具体的に記載してございます。なお、各施設の非公募要件につきましては、平成26年8月の特別委員会にて御報告いたしましたとおりで変更はございません。また、具体的な理由につきましても、社会福祉事業団は社会福祉協議会に、観光協会は観光コンベンション協会に名称が変わってはおりますが、内容そのものに変更はございません。

それでは、施設ごとに御説明をさせていただきます。

1の水戸芸術館につきまして、これまで芸術振興財団は、市に代わって、音楽、演劇及び美術の分野における芸術文化の創造と振興を担ってきており、その事業の実施には、水戸芸術館を一体的に管理することが効率的かつ効果的であります。また、魅力的な事業の推進に当たっては、それぞれの学芸員が培ってきた芸術家とのネットワークが重視されるため、新たな指定管理者において一からネットワークを構築するよりも、効果的であることから、芸術振興財団を指定管理者とし、非公募とするものでございます。

2の国際交流センターにつきまして、これまで国際交流協会は、市に代わって、アナハイム市との姉妹都市交流活動など、国際交流活動の推進を担ってきており、その事業の実施には、国際交流センターを一体的に管理することが効率的かつ効果的であります。また、これまでの実績を踏まえると、今後さらなる友好関係の発展が期待できることから、国際交流協会を指定管理者とし、非公募とするものでございます。

3ページをお願いいたします。

3の体育施設につきまして、これまでスポーツ振興協会は、市に代わって、スポーツ基本法に定めのある指導者の養成、スポーツ教室の開催及びスポーツ選手の招聘などを担ってきました。また、各種団体との長年培ってきた信頼関係により、各種大会の運営や誘致を手がけるなど、スポーツコンベンション機能も有していることから、その事業の実施には、体育施設を一体的に管理し、その職員が各種大会及び行事を運営することが効率的かつ効果的であることから、スポーツ振興協会を指定管理者とし、非公募とするものでございます。

4の福祉ボランティア会館につきまして、理由は4ページになりますが、これまで社会福祉協議会は、市に代わって、ボランティアの振興を担っており、その事業の実施には、福祉ボランティア会館を一体的に管理することが効率的かつ効果的であります。また、社会福祉協議会は、長年にわたりボランティア活動支援の中心的な役割を担う団体として活動を続けておりますことから、広く市民の福祉ボランティアニーズに添っていくためにも、社会福祉協議会を指定管理者とし、非公募とするものでございます。

5の老人福祉センターにつきまして、これまで社会福祉協議会は、市に代わって、老人福祉法に定めのある

る老人の心身の健康の保持に資するための教養講座，レクリエーションその他広く老人が自主的かつ積極的に参加することができる事業を担当してまいりました。今後は，団体が持つ地域におけるネットワークや人的資源を活用して，多くの世代から親しまれる事業展開を推進するほか，高齢者の健康づくりや社会参加の促進に，より一層取り組むものとし，高齢者が多数利用する老人福祉センターを一体的に管理することが効率的かつ効果的であります。また，日常生活自立支援事業を行うほか，専門的なノウハウを活用し，センターにおける福祉相談事業の推進も期待できることから，社会福祉協議会を指定管理者とし，非公募とするものでございます。

6の老人デイサービスセンターあかつかにつきては，理由は5ページになりますが，施設利用の対象は，要介護認定または要支援認定を受けている者やおおむね65歳以上の者で身体上または精神上の障害があるために日常生活を営む上で支障がある者であり，環境の変化に対して，強い不安を持つ可能性が高いことから，同じ職員が継続的に従事し，信頼関係を築く必要がございます。これまで，社会福祉協議会は，短期入所，障害者の生活介護，就労移行支援，自立訓練等の分野において，利用者ニーズに応じたきめ細かな福祉サービスを提供するほか，長年にわたる安定経営によって，利用者との信頼関係を築いてきております。また，本施設は身体障害者デイサービスセンターと併設され，乳幼児の一時預かり事業所と併せて共生型福祉事業を展開しており，一体的に管理することが効率的かつ効果的であることから，社会福祉協議会を指定管理者とし，非公募とするものでございます。

7の開江老人ホームにつきては，施設利用の対象は，65歳以上の高齢者であります。実態として精神疾患や知的障害がある高齢者が多く入所しており，環境の変化に対して強い不安を持つ可能性が高いことから，同じ職員が継続的に従事し，信頼関係を築く必要がございます。これまで社会福祉協議会は，短期入所，障害者の生活介護，就労移行支援，自立訓練等の分野において，利用者ニーズに応じたきめ細かな福祉サービスを提供するほか，長年にわたる安定経営によって，利用者との信頼関係を築いてきていることから，社会福祉協議会を指定管理者とし，非公募とするものでございます。

8の身体障害者生活支援施設いこいなど4施設につきては，理由は6ページになりますが，施設利用の対象は，障害者であり，環境の変化に対して強い不安を持つ可能性が高く，障害の種類や程度，それぞれの個性を理解した上で支援を行う必要がございます。これまで社会福祉協議会は，短期入所，障害者の生活介護，就労移行支援，自立訓練等の分野において，利用者ニーズに応じたきめ細かな福祉サービスを提供するほか，長年にわたる安定経営によって，利用者との信頼関係を築いてきていることから，社会福祉協議会を指定管理者とし，非公募とするものでございます。

9の重症心身障害児及び重症心身障害者通園施設につきては，施設利用の対象は，障害者，障害児であり，環境の変化に対して不安を持つ可能性が高いことから，同じ職員が継続的に従事し，信頼関係を築く必要がございます。これまで，水戸重症心身障害児（者）を守る会は，児童発達支援，放課後等デイサービス，身体障害者の生活介護等の分野において，利用者ニーズに応じたきめ細かな福祉サービスを提供するほか，長年にわたる安定経営によって，利用者との信頼関係を築いてきていることから，NPO法人水戸重症心身障害児（者）を守る会を指定管理者とし，非公募とするものでございます。

7ページ，10の精神障害者社会復帰施設につきては，施設利用の対象は，精神障害者であり，環境の

変化に対して不安を持つ可能性が高いことから、同じ職員が継続的に従事し、信頼関係を築く必要がございます。これまでひだまり会は、障害者の生活介護、就労移行支援、自立訓練等の分野において、利用者ニーズに応じたきめ細かな福祉サービスを提供するほか、長年にわたる安定経営によって、利用者との信頼関係を築いてきていることから、社会福祉法人ひだまり会を指定管理者とし、非公募とするものでございます。

1 1の赤塚駅北口駐車場につきまして、赤塚駅北口地区第一種市街地再開発事業において、再開発ビル（ミオス）と一体的に建設された駐車場であり、消防やエレベーターなどの設備について、ミオス防災センターで集中管理してございます。これまで商業・駐車場公社は、市に代わって、ミオスの管理を担っており、赤塚駅北口駐車場を一体的に管理することが効率的かつ効果的であることから、商業・駐車場公社を指定管理者とし、非公募とするものでございます。

8ページをお願いいたします。

1 2の常磐町駐車場につきまして、中心市街地の駐車需要対応及び観光振興の両方の側面を持つ駐車場であり、特に観光客の案内など借楽園周辺の観光振興に寄与してございます。また、観光コンベンション協会は自主事業で千波湖西駐車場も管理しており、千波湖周辺の観光振興にも寄与してございます。このように常磐町駐車場の附帯施設及び千波湖西駐車場を管理する観光コンベンション協会が、常磐町駐車場を一体的に管理するほうが効率的かつ効果的であることから、観光コンベンション協会を指定管理者とし、非公募とするものでございます。

1 3の都市公園及び児童遊園につきまして、公園協会は市に代わって、清掃や除草、花壇づくりなどを行っている町内会等で結成されている緑化愛護会や公園愛護会に助言、支援などの事業を行っており、この事業は公園施設の管理業務と一体的に行うことが効率的であります。また、公園協会は市に代わって、市民の緑化意識の醸成や啓発を図るため、庭木教室等の事業を行っており、その事業の実施に当たっては、公園施設を一体的に管理することが効率的かつ効果的であることから、公園協会を指定管理者とし、非公募とするものでございます。

9ページ、3の今後の取組についての(1)非公募施設の見直しであります。非公募施設については、当該指定管理者による市民サービスの提供状況や今後の社会経済状況の変化等を考慮する必要があることなどから、指定期間ごとに見直しを行うこととし、当該指定管理者を非公募とした理由が認められなくなった場合等には、公募に切り替えるものとするものでございます。

(2)の非公募施設の指定管理者によるサービス向上及び経営改善の推進であります。非公募とされた施設の指定管理者は、指定管理者制度が幅広く提案を募集するものであることを十分に認識し、サービスの向上に努めるものとし、毎年利用者アンケートを実施するものでございます。

別紙1として、各施設の利用者アンケートの結果を添付してございますので、後ほど御参照ください。

また、当該施設の所管課は、指定管理者に自助努力を促し、さらなる経営改善に取り組むように指導監督するものでございます。

別紙2として、この5年間の経営改善に向けた取組状況を添付してございますので、こちらも後ほど御参照ください。

説明は以上でございます。

○須田委員長 それでは、ただいま執行部から説明がありました内容について、何か御質問等がございましたら発言願います。

袴塚委員。

○袴塚委員 御丁寧に説明をいただきましてありがとうございました。

今、課長さんがすらすらお読みになって、そうだなあと思うところもあれば、何と思うところもあるわけでありすけれども、これはアンケートだけが評価じゃないと思うんです。要するに、アンケートを出される方というのは、特段問題があるような方はお出しになっていない。逆に言えば、今いろんな意見を求めることがあるわけですが、そういった中で評価はどういうふうにされているのか。

○須田委員長 熊田課長。

○熊田行政改革課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

委員御指摘のとおり、別紙1のほうで利用者アンケートを行い、そのアンケート結果の対応などについては、この別紙1の後半のほうに、アンケート結果を踏まえた具体的な改善内容等についても記載してございます。

これらの評価につきましては、毎年度このアンケート結果、あるいは各指定管理者は事業報告を各所管課のほうに提出してございますので、その中で施設の目的に合った運営がなされているかといったところを一元的に評価しているものでございます。

○須田委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 これは受託している指定管理者から、指定管理者というか身内の中から意見を聞いても、本当にそれが正しい見方なのか。特に固定概念を捨てて新たな経営の見方で行うということを目的に、指定管理者ってやっているんだと思うんです。要するにマンネリを避けようと。新たな視点で新たな活力がどうか、もっと生かせる方法がないのか、そして民間活力の有効な活用の仕方をしながら、さらにその施設が有効に使われる。こういう目的で恐らく指定管理というのはやっているんだと思うんです。

このときに、従来こういう施設は公の施設として、いろんな制約があるので、それについては非公募でやるんじゃないかと、こういうふうなことから、指定管理者制度の中で公募にするものと非公募にするものとを分けて、これまで推進してきたと思うんですが、現実の問題として、例えば非公募で指定管理者の方がやっている、そういう成果がないとか。結果というのは歴然と最近出てきているように思うんですが、今やっている方が駄目だということを言っているわけじゃないですよ、当然継続してくれるのは継続すべきだと思います。

しかし、これを継続するに当たっては、いいところばかりじゃないはずなんです。そういう指摘、そういう検討をどなたがおやりになっているのか。非公募の指定管理者から意見が上がってきました。アンケートも見ました。で、それが正解だということでは、やっぱり行政の公の施設の管理運営というのはそうではないだろうというふうに僕は思うんですけれども、その辺については、今回はこれでこういうふうなアンケート結果が上がってきたから、これがいいとか悪いとか、今後やっぱりそういうふうな検討も付け加えて、そして新たな視点で、従来の指定管理をしている方々をもう一回見直すと、こういう体制をしっかりと取っていただくということが市民需要に応えられる最大の目的だと僕は思うんですけれども、これについては何か

お考えがあるのでしょうか。

○須田委員長 熊田課長。

○熊田行政改革課長 ただいまの委員の御質問にお答えいたします。

委員御指摘のとおり、これが既得権ということではなく、常に緊張感を持って市民サービスの向上に努めていただくということが、やはりあるべき姿だと思っております。

これまで各担当課において、そういったアンケートの内容、あるいは施設の運営内容についてチェックをしております。今後につきましても、これももちろん継続していくとともに、今回策定をいたしました後期実施計画におきましては、外郭団体の財務体質・執行体制の改善の中で、外部評価の実施というものを項目として挙げてございますので、これまでの内部だけではなく、外部の視点なども入れ込みながらより市民サービスの向上を目指して緊張感を持って取り組みたいと考えております。

○須田委員長 萩谷委員。

○萩谷委員 ちょっと参考までに御説明いただきたいんですが、今、9団体が非公募の団体として挙げられているかと思いますが、水戸市役所との人事交流があるかと思えます。これはOBの方を含めてなんですが、それぞれの団体において、何名ぐらい、市のOBの方も含めて人事交流がなされているかお答えいただければと思います。

○須田委員長 熊田課長。

○熊田行政改革課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

すみません、OBについてはちょっと分かりかねますので、市の派遣の状況だけお伝えしたいと思います。芸術振興財団につきましては、現在おりません。今、市の派遣職員で行っているのが、観光コンベンション協会、こちらが2名、市の職員を派遣してございます。それから、農業公社に市の職員2名を派遣しているところでございます。

市の派遣につきましては以上です。

○須田委員長 萩谷委員。

○萩谷委員 ちょっとOBの方はつかんでいないということなんですが、これもちょっと大事なポイントじゃないかと私は考えていまして、後ほど数字をいただけますでしょうか。

○須田委員長 委員会としての資料請求、個人としての資料請求。委員会の資料請求は委員会の皆さんに諮るしかないんです。それでその後、それだけのための委員会は開かれないかと思うんですが、どう取り扱いましょう。

個人で請求して議会のほうで取り上げる形でもいいのでしょうか。個人的に、議員として資料を請求いただいたほうがいいのか。それでいいですか。

次、松本委員。

○松本委員 今、袴塚委員さんと関連はするんですけれども、要するに評価の仕方、マル・バツ・三角とやっていますよね。どの程度までがその調査の対象になっているのか。職員さんのそれぞれの評価。これは上層部だけで聞き取りをしているのか、その担当の全職員の評価を聞き取っているのかどうか。それでパーセントが出ているのかどうか。よいところと悪いところの差がかなりありますよね、この職員の対応の問題



等について。この辺の調査の仕方、在り方、どのようなことでこういう表が出ているのか。

○須田委員長 熊田課長。

○熊田行政改革課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

こちらのアンケートの調査の仕方というところでございますが、こちらは施設の利用者、各施設100名の利用者に対してこのアンケートを実施しているということでございまして、職員の応対なども項目にはございますが、この利用者から見たところでの職員の応対がよかったかどうか、といったところでアンケートの評価をさせていただいているところでございます。

○須田委員長 松本委員。

○松本委員 分かりました。じゃあ利用者が職員に対する評価をしているということですね。

そうすると、私がお話なんかに行っても、利用者の1人になるわけだけども、職員の窓口対応とかいろんな問題というのは、執行部のほうとしては、職員に対する、要するに、対応かな、サービス、そういうものがそれぞれ手が間に合っているのかどうか、職員の定数条例上。ここに関わってくるのかなと思うんです。

職場によっては窓口が忙しい場所もあるし、あるいは暇なところもあるかもしれない。その辺の職員対応のサービス、市民に対する逆の立場、こういうものの調査というのはやっていないんですか。

○須田委員長 熊田課長。

○熊田行政改革課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

具体的にこういった調査をというところではございませんが、各外郭団体の、いわゆる定数は足りないのかどうか、それによってサービスは落ちていないかといったところにつきましても、これは市の職員と同様に毎年度、定数の見直しの中で各団体においても聞き取りを行いまして、その現状把握の中で団体の人数についても検討しているところでございます。

○須田委員長 松本委員。

○松本委員 これ、来年何人になるのか分からないんだが、職員が増えるわけですよ。ですから適材適所、バランス、前もお話ししましたけれども、職員の健康の問題やいろいろな問題も考えながら、やっぱり適材適所にそれなりの職員の配置というものは私は必要だろうというふうに思っています。ですから、これは総務環境委員会のほうの話になっちゃうので、事前審査になりますから、私はこれで終わります。

○須田委員長 高倉委員。

○高倉委員 この指定管理者制度ですけれども、この制度は公募というのが原則ですよ。ただ、例外的にこの13の施設について非公募で行うということなんです。今回それを見直していくということで、先ほど課長から緊張感を持って取り組んでいただくという意味では、そういった姿勢でしっかりと臨んでいくという、これは非常に大事な点だと思います。やはり継続的にやっていくことで、いろんなメリットはあると思うんです。経営的に安定しているとか、あとは利用者にとって安心感を与えるとかありますけれども、逆に言うといろんな競争原理が働かなくなって、逆にサービスの質が低下してくる、そういったこともあるんじゃないかなと、私はそういう心配をするんですね。

今回このアンケートがありますけれども、その中で例えばいろんな改善点もあると思うんです。例えば、施設的な問題。ハード面もありますけれども、中には職員の資質の問題、ソフト問題です。これはすぐで

も取り組める問題だと思うんですよ。

それぞれこういったアンケートをやって、改善点を挙げてもらって、これについてじゃあどのくらい改善されたのか、ここまできちんと執行部の中でチェックはされているんですよ。

○須田委員長 熊田課長。

○熊田行政改革課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

このアンケートは毎年実施してございますので、昨年度悪かった項目について、当然各所管課のほうでもアンケートの結果を見て、すぐにできるものについては、改善するようとか、そういった指導はしております。そういった部分も定期的に見ながらというところでの対応を図っているところでございます。

○須田委員長 高倉委員。

○高倉委員 そこをしっかりと見ていただいて、しっかり改善に取り組んでいるかどうか、こういう姿勢が大事だと思うんです。それぞれの団体、事業者に改善点をどう促していくのか。やはりこれは執行部の責任だと思うんですよ。そこに全部お任せではなくて、しっかり改善すべき点は改善していく、そこをきちんと評価していく。この責任は執行部にあるんだから。そこは行革なんだろうなというふうに思っています。

あとですね、意識改革はしっかりやっていただくということで、あと指定期間についても、やっぱり今5年という形でやっています。5年というのは、一昔前の5年と全然違うんですよ。やはりスピード感、いろんな社会情勢の変化もあります。その中でいろんな状況も変わっていきます。それぞれの管理者がしっかりとそういったことを踏まえて取り組んでいけるのか、向上につなげていけるのか、そこが大事だと思うんです。どこの公の施設でも、やっている事業というのは、市民から見れば最終的に水戸市がやっていることだということに判断されてしまうのですが、しっかりと責任を持ってこの指定管理者制度を、今回そうやって見直しをしていくということは非常にいいことだとは思いますが、それによってその指定管理者だけじゃなくて、やはり執行部側もしっかり緊張感を持ってやってほしいなど、そのことは申し上げておくことにいたします。

○須田委員長 はい、ほかに。

土田委員。

○土田委員 すみません、3点聞きたいんですけど、まとめて。

簡単な質問なんですけれども、まず、取扱い（案）のほうで、老人福祉センターについては、名前が今度変わりますよね、いきいき交流センターに。この期間には名前が変わっちゃっていると思うんですけども、そのことが全然書かれてないのは何でなんだろうっていう疑問が一つ。

もう一つは、別紙1のアンケート集計結果についての資料なんですけれども、こちらの回答者数、それぞれの数字を教えてください。というのは、母数が分からなければパーセンテージを示されても資料になっていないと思います。

3点目は、別紙2の13ページ、水戸市商業・駐車場公社のところなんですけれども、財務に関する取組というところで、ミオス空き店舗解消に向けてテナント募集と出ていますけれども、これを見ると空き店舗解消に向けて財務に関する取組が進んでいるようには見えないんですけども、こういった内容でこういった評価なのかというところを御説明お願いします。

以上、3点です。

○須田委員長 熊田課長。

○熊田行政改革課長 ただいまの御質問のうち、前2件にまずお答えさせていただきます。

公の施設の名称が変わることについては、今現在、現段階ではこの名称ということで、今回はお示しをさせていただいたものでございまして、当然、来年度末で指定管理者の更新期限が切れますので、再度の指定の議案等を出す際には、その時期に合った名称で出ささせていただきたいと思います。

それと、アンケートにつきましては、各施設100名ということで取っていますので、施設ごと100名なので、単純にパーセントで言えば100名から割り出していただければ出るかなと思います。

○須田委員長 小林商工課長。

○小林商工課長 土田委員の、ミオスの空き店舗解消に向けての取組に関する御質問でございますけれども、記載のとおり空き店舗が1店舗あるいは2店舗出ている状況でございます。入っていただいているテナント様の移転あるいは統廃合等の御事情もございまして、空いてしまっているという現状がございます。そういった中で、テナントのほうを市内の不動産業者と協力をしまして、常に誘致をかけている状態でございます。この床が埋まることで、商業・駐車場公社の収入に直結してくるところで、誘致のほうを積極的にさせていただいているところでございます。

現在は、1店舗が空き店舗になってしまっているということでございますが、早期に解消できるように取り組んでまいります。

○須田委員長 土田委員。

○土田委員 来年から名前が変わるといのは分かっているんだけど、これだって表題が令和3年度からのということが出されたものなので、ちょっと違和感というか、現在はそうかもしれないけれども、令和3年度には名前が変わっている施設について、そのままというのは提案としてどうなのかなと思います。

それと、アンケート結果の100名って、ぴったり全部100名ですか。101人いたら1名分を外すんですか。正確な数字が知りたいんです。

○須田委員長 熊田課長。

○熊田行政改革課長 まず、施設の名称につきましては、そういった施設の名称変更の部分も加味して資料を作成すればよかったかと思っておりますので、今後につきましてはそういった部分も配慮してまいりたいと思います。

それと、アンケートにつきましては、すみません、おおむね100名ということで、確かに100名前後の数字はあるかと思っております。

○土田委員 おおむねじゃなくて一つ一つ何名かって聞いているの。

○熊田行政改革課長 すみません、それは今ちょっとこの場では、数字がちょっと手元にございませんで。

○土田委員 じゃあ、資料として不十分でしょう。

○熊田行政改革課長 そういった御指摘も踏まえまして、次回以降はそういった部分も配慮してまいりたいと思います。

[発言する者あり]

○須田委員長 土田委員，もういいですか。

はい，袴塚委員。

○袴塚委員 今，この次から考えると言うんだけど，要は条例で変わるんだよ名称って。条例で変えておいて，令和3年の変更のときについていうのはちょっとおかしくないですか。

○須田委員長 熊田課長。

○熊田行政改革課長 申し訳ありません。

あくまでも，今後の部分については，いわゆる今後の行革の特別委員会に出す資料全般についてそういった変更のある部分については，そういった部分を加味しながらということでの趣旨で発言をさせていただきました。

○須田委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 だから，もう令和2年4月からは条例で名称が変わるんでしょうというの。そして残った期間の名称というのは，やっぱり変えないとおかしくないですか。そこが何か明確な返事がなかったので今質問させていただいている。

令和3年まで1年間，昔の名前が出ていちゃまずいわけだよ，条例で変えるんだから。そこはきちんと整理をしてくださいねということを行っているんだけど。

○須田委員長 熊田課長。

○熊田行政改革課長 全くおっしゃるとおりでございます，今回の資料の作成につきましてはそういった配慮がなかったと思いますので，改めておわび申し上げます。

○須田委員長 黒木委員。

○黒木委員 すみません，別紙1のアンケートの結果を踏まえた改善内容というところで，ページ数が振っていないので申し訳ないですが，老人福祉センター柳堤荘，この職員の対応のところに，所長に挨拶されたことがないと。改善内容としては，職員全員が接客について改善に努めますと。これ，所長が挨拶しないで職員が挨拶する，所長が普通は率先してやっていくことだと思うんですが，これはもうきちんと実施されているんですか，まず初めに。

[発言する者あり]

○須田委員長 野口高齢福祉課長。

○野口高齢福祉課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

このアンケートの結果を私どもで確認させていただきまして，職員の対応が悪い，あるいは所長の対応が悪いといった内容につきましては，各センター長の集まる，月に1回の定例会がございますので，その場でお話をいたしまして，改善のほうを指導しております。

○須田委員長 黒木委員。

○黒木委員 先ほど，松本委員さんからも話がありましたが，やっぱり職員の資質という部分に関しまして，ちょっと私も疑問を持っている一人であります。

この老人福祉センター，かなり箇所を抱えておりますけれども，この中で職員の方々が異動している。限られた方が異動している中で，人間関係が悪化してくるともう手に負えない状況になってくるというふう

に私は捉えております。やはりサービス業務、高齢者の方々にサービスするためには、まず職員の方々が今の所長さんの挨拶ができないじゃないですけれども、こういうことがあればですね、やはりもうこれは民間に委託していくしかないんじゃないかというふうに常々考えている一人です。よくこの辺は、私もこれからも見ていきますけれども、役所の担当部署としても、きちっとした人事管理ができていいのかどうかというところをしっかりと見ていっていただかないと、最終的には利用者の方からいろんな話が耳に入ってきます。職員の方からの話も耳に入ってきています。今回は非公募ということで提案されておりますけれども、しっかりとこの部分は、民間にできることに関してはもう考えていかなくちやならない時期になっているのかなというふうな意見を言わせていただきます。

○須田委員長 田中委員。

○田中委員 私も類似の質問なんですけど、利用者アンケートの結果で一つ聞きたいと思うんですが、冒頭の別紙1の経緯のところに、結果については市のホームページで公開しているというふうに記載されております。

一覧表の後、水戸芸術館から始まって各施設がずっと載っていますが、この改善内容というのは、当該外郭団体の意思なのか、水戸市の意思なのかどっちなのでしょう。

例えば、水戸芸術館で言うと、下から5つ目に、ACM劇場の椅子が硬くて長時間は辛いです、座面の更新を検討していきます、というふうに書かれていたり、先ほど御指摘があった柳堤荘でも、トイレとか洋室、大規模修繕を今後検討していく、というようなことが書かれております。外郭団体は、その施設のハード面については責任範囲じゃないという部分もあるのかなとも思うんですけど、いわゆる接遇部分はまさに当該外郭団体の責任で、改善すべきものとそうでないものが混在しているようにも思うんですけど。なおかつ、検討してまいります、の先に、いつやるのかというようなことも書かないと、利用者に見れば見通しが立たないということにもなるので、この点をお答えいただきたいと思います。

○須田委員長 熊田課長。

○熊田行政改革課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

改善内容につきましては、外郭団体と市の所管課でまとめあげたものでございますので、施設整備の部分に絡んでは当然、市の所管課も意識して携わってございます。

いつまでに整備というのは、施設の事情、あるいは市の行財政事情等を含めてなかなか難しい部分もございますので、ものによってということになってしまうのかなと思います。

○須田委員長 田中委員。

○田中委員 こういうアンケートを取るの是非常にいいことですし、そのフィードバックをするのもいいんですけど、結局その結果、改善がされたのかとか、いつ更新されるのかとかいうようなことが分からないとあまり意味がないのかなというふうに思いますので、そういう速やかな対応をそれぞれ求めておきたいと思います。

○須田委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○須田委員長 ないようですので、本件については終わります。

それでは、以上を持ちまして……

〔「ちょっといい、ちょっとだけ」と呼ぶ者あり〕

○須田委員長 松本委員。

○松本委員 すみません、正副委員長さんをお願いなんですけれども、この行革とは直接関係はない話なんですけれども、行革のほうでどういうふうに今後対応をするかということの内容なんです、この組織とは違うんですけれども。いいですか、お許しいたいで。

今、水戸市のほうに、新型コロナウイルス感染症の方がおられると、そういううわさを聞いています。隔離されていると。4人というふうに聞いています。

今後、水戸市としてこれらの対応、今日の委員会の中での対応策というものの考え方、これ以上増えていったらどうなるのかと、増やさないためにはどうするのかと。そういう問題等を、須田委員長、大変申し訳ないんですけども、この行革組織の中でどのように考えられるのか。それは水戸市の方かどうかは分かりませんよ。しかし、水戸市内に隔離されていることは事実なんですから、これは重大な問題だというふうに私は思っています。ですから、どのように今後行革の中でも考えているのか、できればここで答えをいただきたいと思っています。

○須田委員長 それでは、これまでなかったような病気が発生しているというのがニュースの報道ですし、そういうときの対応部署というのは、この組織図の中ではどこになるんですかね。

〔「保健医療部」と呼ぶ者あり〕

○須田委員長 そこの辺の組織の中の対応というのはどこかということでしたら、行革の中に入るのかと思えますので。

そういう情報が水戸市にきた場合、どのような組織の中で内容の取扱いがされるのか。どのような対応が組織の中でされるのかと、そういう行政の組織改革も必要かとかそういうふうなことも関連づけて。

○松本委員 人ごとじゃないから、ここであえて言わせていただいたの。

マスクをかけている方もたくさんいらっしゃるけど、これはそういうわけでマスクをかけてるのか分かりませんけれども。お話しするときぐらいマスクを外してほしいとか。

○須田委員長 答弁させます。させていいですか。

鈴木市民協働部長。

○鈴木市民協働部長 ただいまの松本委員の御質問にお答えしたいと思います。

このような新型インフルエンザでありますとか、新型コロナウイルス等の危機管理が必要な事態が発生するおそれがある、発生した場合、組織の体制としまして、新型インフルエンザ等対策本部というものが組織されております。

今回の新型コロナウイルスに関しましても、議員各位に事態の状況等をお知らせしましたとおり、情報共有等を行いまして、例えばマスクの着用でありますとか……

○須田委員長 鈴木部長、そういう組織があるということですね。

そのところでどういう情報が今、来ているんでしょうか。その新型コロナウイルス等の関連する情報っていうのは、組織を通してそこまで上がってきているんですか。

秋葉副市長。

○秋葉副市長 新型コロナウイルスへの対応でございますけれども、組織的な対応といたしましては、まず感染症に関する庁内の連絡会議がございまして、そちらのほうで、ある程度の情報は共有しているんですが、実際に、水戸市内に隔離をされているかどうかについては、これについては非常に申し上げにくいんですけども、非公表ということで、私の口から今の段階で申し上げることができない状況でございます。その辺は御理解いただきたいと思います。

今後の対応につきましては、ただいま市民協働部長からお話がありましたように、新型インフルエンザ等に対しまして本部会議を設置しておりますので、これから開催をして対応については十分協議をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○須田委員長 松本委員。

○松本委員 私は別にインフルエンザを聞いているわけじゃない、コロナのほうを聞いているの。

そのコロナの患者が水戸市に4人ほど隔離をされているといううわさを聞いたの。だから、対策本部ができていて今、鈴木部長がお話ししたけれども、本部長っちゃ誰なのか。もしそれが事実だとするならば、議会のほうにも対応策やいろんなものを報告すべきじゃないのかと。これ、個人情報だとか、いろんな法に抵触ということで言えないのかもしれないんだけど、これは内々にしておいて、例えば議員の皆さんも誰も分からないで、市民も誰も分からないで、もしそのコロナが増えていったら、どういうふうになるんですかと。ですから、この組織の中ではどういうふうに考えているのかというのを私は質問をしているわけ。

だから、今、秋葉副市長がお答えになっていただいたんですけども、水戸市にいるという、御存じですよ、そういう患者が隔離されているというのは御存じだということでしょう。と、私は察します。縦にも横にも首振らなくていいけれども、私はそう思いますよ。ですから、これは普通のインフルエンザとは違うんだから、水戸市の対応というものは、やはり市民にも、このコロナウイルスの感染予防というものを徹底して示していかなければならないのではないのかというふうに私は思うから、今日は特別、正副委員長の皆さんの御了解をいただいてこの場で質問させていただいているの。じゃないと、なかなかこういう機会というのはないから。皆さんにお聞きする機会というのはないでしょう。だから、対応策をどういうふうにしていくのかと、それは議員にも報告してもいいのかなと私は思っていますよ。我々だって分からなかったんだもん。初めて今日分かった。皆さんは知っていたんだよ。何も言わなかったら議員だって分からないでしょう。

○須田委員長 当然、行財政改革の委員会ですので、組織に関わった部分も含めてお答えいただくことと、非公表ということがいろんな臆測を生むので、どのような根拠によって非公表になっているのか、法律その他を説明いただければと。

秋葉副市長。

○秋葉副市長 議員の皆様が御承知のように、今回の新型コロナウイルスの業務と言いますか、それを止めるための所管というのは国、そして県においては保健所が対応することで、相談窓口も開設されているところでございます。

そういった中で、4月1日から中核市ということで、それらの保健所の権限が下りてくるわけでございます

すけれども、現在の職務権限は国、県にあるわけでございます。その中で、確かに私どものほうに連絡はございました。ございましたけれども、その法的根拠は私も存じ上げませんが、非公表にしてくださいというお願いをされております。

市の対応としましては、先ほど新型インフルエンザという言い方をしましたが、新型インフルエンザ等ということで、これが新型コロナウイルスのような場合にも、全庁を挙げて対応するというので、計画も策定をして組織の形態が位置づけられております。その前段で、これは感染症でございますので、感染症対策連絡会議というのが庁内にごさいます、それにつきましては1月27日に開催いたしまして、庁内の職員に対する対応等について協議決定をいたしまして、これにつきましては、先般議員皆様にファクス等でお知らせをしたとおりでございます。

私からは以上です。

○須田委員長 福島委員。

○福島委員 心苦しい答弁というのはよく理解します。分かっているとしてもしゃべれないと。

ただ、我々が一番大切に思うのは、市民の安心、安全、市民の命。このコロナウイルスに対しては水戸市の責任じゃない。けれども、水戸市は中核市として4月から保健所が開設になります。その所管は、今準備室ができております。そういう中で、我々30年前、40年前は、広域の隔離病舎、これを常陸太田市とか水戸市も全部入って、水戸協同病院につくってございました。今は日赤病院に隔離病棟がございます。そういう中で、今、水戸市が受け入れて、そしてそれを守秘義務でしゃべれないということは理解できるんですが、市民が命を守るために、そしてまた少しでも安心して生活をするためには、市の公表、要するに何事も市の責任ではないんですから、発表をして安心、安全をつくるの。しかし、隠しておいてこれが市民に拡散された場合には、どう責任を取るんだと。

その対応策が今手を洗う、マスクをつける、そういうことであります。

それほど、この防疫体制というのは完全ではありません。ですから、副市長がしゃべりたくてもしゃべれないというような発言でございますので、これくらいにしておきますが、水戸市の市民に安心、安全と同時に、将来の不安というものをかき消すように、この情報を的確に、そして早急に報道をしていただきたいというのを要望して終わります。

○松本委員 委員長、関連でね、というのは、今、水戸市に直接関係ないにしても、水戸市にいろんな各種団体がございませぬ、いろんな団体。これがみんな今中止になってるんですよ、そういう会合が。

例えば、ホテルレイクビュー水戸にしても水戸プラザホテルにしても、大きいのは全部キャンセルになっている、現実に。ですから、市民の人は、ある程度はですよ、これに関わっている人はもうある程度は分かっている。だから、水戸市はそれを黙って隠しているということ自体がもうおかしいという私の思いなんです。

ですから、今、福島委員が言われたように、市民に対するきちっとした対応策みたいなものをやはり対策本部までできているんだっつらば、徹底して市民に注意を促していくということのほうが大切じゃないのかなというふうな思いから、今日はこの議案とはちょっと外れますけれども、お話をさせていただきました。後はよろしく申し上げます。



○須田委員長 それでは、以上を持ちまして、本日の特別委員会を散会いたします。  
お疲れさまでした。

午後 2時57分 散会